

文 部 科 学 省
新型インフルエンザ等対応
業 務 繼 続 計 画

平成 27 年 4 月 1 日

文部科学省新型インフルエンザ等対応業務継続計画

平成 22 年 4 月 1 日
21 文 科 総 第 116 号
文 部 科 学 大 臣 決 定
平成 27 年 4 月 1 日改定

目 次

1. 位置付け及び被害状況の想定	
1. 1 位置付け	1
1. 2 被害想定	2
2. 業務継続の基本方針	
2. 1 業務の分類	3
2. 2 基本方針	3
2. 3 発生時継続業務の内容	5
3. 業務継続のための体制及びそれを維持する環境の確保	
3. 1 計画実施体制	11
3. 2 局課ごとの業務継続計画	11
3. 3 物資・サービスの確保	13
4. 感染拡大の防止	
4. 1 庁舎内における感染対策	14
4. 2 職員又は同居者の発症時の対応	17
5. 業務継続計画の実施	
5. 1 業務継続計画の発動	18
5. 2 状況に応じた対応	18
5. 3 通常体制への移行	18
6. 業務継続計画の維持・管理等	
6. 1 教育・訓練	19
6. 2 点検・改善	19

1. 位置付け及び被害状況の想定

1. 1 位置付け

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時には、政府の各部門において、感染の拡大抑制あるいは影響の低減を図るための新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の対策に関する業務を実施するとともに、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等を行うために必要な業務を円滑に継続すること、さらには、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

平成 26 年 3 月 31 日には、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が決定され、各府省等は当該ガイドラインに沿って業務継続計画を策定・公表することとされた。

本計画は、上記方針に基づき、新型インフルエンザ等発生時の社会・経済の状況を想定して、文部科学省がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として策定したものである。

なお、本計画の内容については、文部科学省の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる、首都直下型地震に対応した「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」を参考にした。一方、首都直下地震対応及び新型インフルエンザ等対応の両方が求められる事態になった場合には、各々の業務継続計画に規定されたものを調整し、対応するものとする。

1. 2 被害想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、地域ごとに流行期間（約 8 週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間¹⁾）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度²⁾と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

また、省内の職務遂行に当たっても、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定される。

¹⁾ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

・National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

・The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

²⁾ 平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1 %（推定）

2. 業務継続の基本方針

2. 1 業務の分類

新型インフルエンザ等の発生・流行時に文部科学省が維持すべき機能・体制を明らかにするために、所管の業務について以下のとおり分類する。
(以下①及び②を合わせて「発生時継続業務」という。)

① 強化・拡充業務

「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」で取り組むこととされている業務や、庁舎内での感染防止に関する業務等、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの

② 一般継続業務

最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務であって、一定期間（8週間程度）縮小・中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることが想定されるために業務量を大幅に縮小することが困難なもの（強化・拡充業務及び一般継続業務を継続するための環境を維持するための業務を含む。）

③ 縮小・中断業務

上記以外の業務

2. 2 基本方針

各局課は、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、強化・拡充業務を優先的に実施するとともに、一般継続業務を継続する。

発生時継続業務を実施・継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する（時系列に示した業務継続のイメージについては図1を参照）。

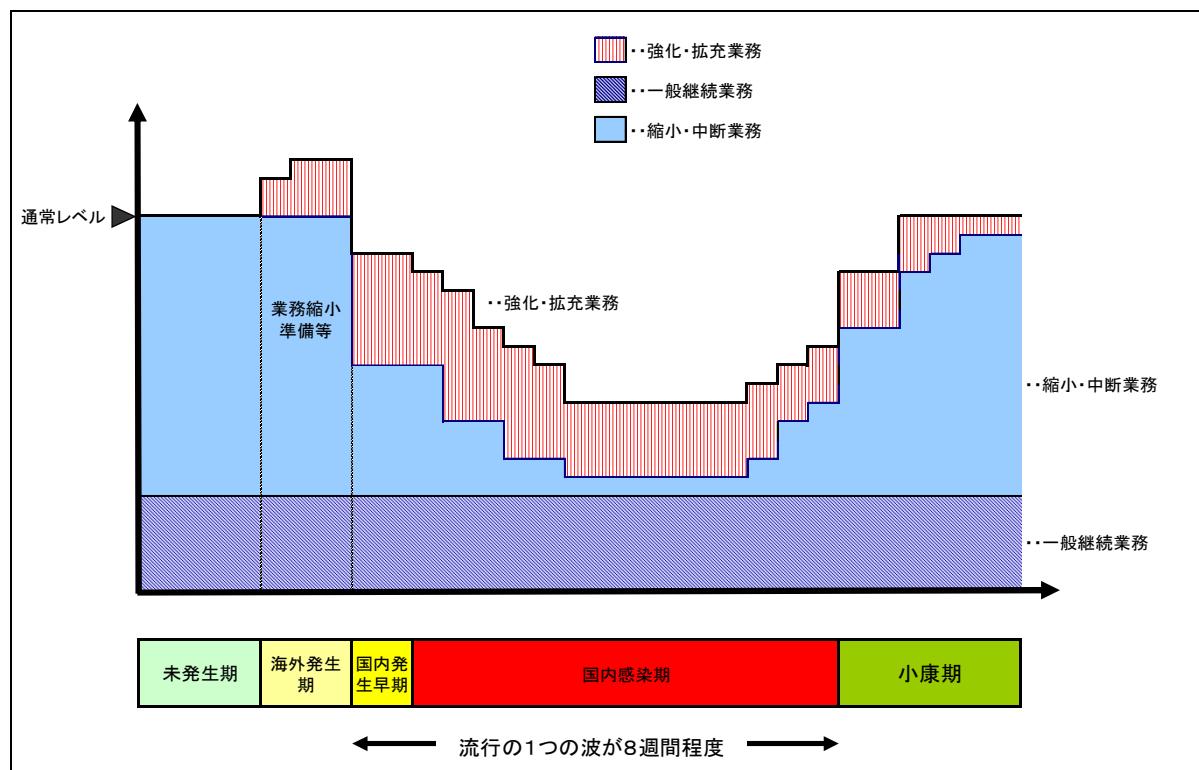
発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、時差出勤など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ様症状のある職員^(※)には、病気休暇又は年次休暇を取得するよう要請することとなるが、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

さらに、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、家族にり患者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者とされた職員に対しては、特別休暇を取得するよう要請することとなるが、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

(※)「新型インフルエンザ様症状のある職員」の症状については、「38°C以上の発熱・せき、くしゃみ、肺炎等」が想定されるが、新型インフルエンザが実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表することとされている。季節性のインフルエンザとの区別がつきにくい可能性がある場合は、インフルエンザ様症状のある職員に対して、病気休暇又は年次休暇の取得、外出自粛の徹底を要請することとする。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ
(新型インフルエンザ等による健康被害が重篤である場合)



2. 3 発生時継続業務の内容

強化・拡充業務、一般継続業務に分類される業務を以下に示す。

[強化・拡充業務]

① 内部組織の管理及び広報業務

- ・職員及び同居者の感染状況の確認・報告（全局課（取りまとめは大臣官房人事課））

大臣官房人事課において各局課で確認された職員及び同居者の感染状況を取りまとめ、大臣官房総務課（新型インフルエンザ等対策室）へ報告する。

- ・省内の感染防止体制の強化（大臣官房人事課、大臣官房会計課）

厚生労働省、東京都等が発表する情報を基に新型インフルエンザ等に関する知識、処置方法、注意すべき事項等を周知。また、抗インフルエンザ薬等必要な物資を速やかに調達する。

- ・在外文部科学省職員及び同居者の感染状況の確認・取りまとめ（大臣官房人事課、大臣官房国際課）

外務省に出向し海外に赴任している職員、在外研究員、海外出張者、私費渡航者等、及びその同居者の感染状況を各局課を通じ集約する。

- ・強化・拡充業務の省内の取りまとめ（大臣官房総務課）

文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を設置、運営し、必要な対応を検討するとともに、対応の実施を総括する。

- ・新型インフルエンザ等に関する相談窓口等（大臣官房総務課）

新型インフルエンザ等に関する文部科学省への問合せについて、共通の窓口を設け、必要に応じて担当課へ交換する。

- ・新型インフルエンザ等対策に係る大臣会見における対応（大臣官房総務課）

新型インフルエンザ等の感染状況や、政府や文部科学省における対策等について、広く国民に周知するために記者会見を実施する。

- ・新型インフルエンザ等対策に係るプレス発表（大臣官房総務課）

感染状況や国民に周知すべき情報について、プレス発表を行う体制を整える。

- ・文部科学省が主催する集会・行事等の延期・中止、衛生管理の強化等の対応（全局課）

感染拡大を防止するため、集会等の開催をできる限り控えるとともに、開催せざるを得ない場合は、出席者の限定や会場での消毒・飛沫感染防止策等、可能な対策を実施する。

② 文部科学省関係機関における新型インフルエンザ等対策の状況把握・支援業務

- ・教育課程に関する相談等（初等中等教育局教育課程課）
教育委員会等からの、臨時休業の措置を講じた場合の授業時数の確保等に関する相談・問合せについて対応する。
- ・日本人学校等に関する状況把握等（初等中等教育局国際教育課）
各日本人学校等校長へ適切な対応をとるよう要請する。また、各日本人学校等の感染状況や感染に伴う各校の対応等について取りまとめ、月別に臨時休業等状況として、情報提供を行う。
- ・国内修学旅行に関する状況把握等（初等中等教育局児童生徒課）
修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、当面の対応として取りやめた場合も、延期扱いとし再実施を検討するなど適切な対応をとるよう要請する。
- ・海外修学旅行等に関する状況把握等（初等中等教育局国際教育課）
都道府県教育委員会等を通じて、各学校等へ適切な対応をとるよう要請する。また、実施状況や感染に伴う各学校等の対応等について取りまとめを行う。
- ・高等学校入学試験における対応（初等中等教育局児童生徒課）
都道府県等が実施する高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ対策等について、取組状況を把握や情報提供等を必要に応じて行う。
- ・大学入学試験における対応（高等教育局大学振興課）
大学入試センター試験、各大学等における個別入試について対応を検討し、大学入試センター、各大学等に協力を要請する。
- ・学校保健に関する窓口相談等（スポーツ・青少年局学校健康教育課）
臨時休業の状況把握や、実施方法等の学校保健に関する教育委員会や学校等からの相談・問合せについて対応する。
- ・学校給食に関する窓口相談等（スポーツ・青少年局学校健康教育課）
学校給食の実施等に関する教育委員会や学校等からの相談・問合せについて対応する。
- ・新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等についての情報提供（高等教育局高等企画課、私学行政課、スポーツ・青少年局学校健康教育課、その他独立行政法人所管課）
新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等の得られた情報について、文部科学省関係機関に対し速やかに提供する。

- ・感染拡大防止のため、不要不急の集会・行事等の延期・中止の検討、衛生管理の強化の要請（全局課）

集会やスポーツ大会、文化行事等における感染拡大を防止するため、延期・中止を含めた適切な対応をとるよう要請する。

③ 国家試験関連業務

- ・高等学校卒業程度認定試験における対応（生涯学習政策局生涯学習推進課）

高等学校卒業程度認定試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知する（試験時期は8月上旬頃及び11月中旬頃）。

- ・中学校卒業程度認定試験における対応（生涯学習政策局生涯学習推進課）

中学校卒業程度認定試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知する（試験時期は11月上旬頃）。

- ・学芸員資格認定試験における対応（生涯学習政策局社会教育課）

学芸員資格認定試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知する（試験時期は11月頃）。

- ・教員資格認定試験における対応（初等中等教育局教職員課）

教員資格認定試験の実施等について対応を検討し、その措置について試験実施を委嘱している大学に周知・指示するとともに、プレス発表などを用いて受験者に周知する（試験時期は8月から11月）。

- ・技術士試験における対応（科学技術・学術政策局人材政策課）

技術士試験の実施等について対応を検討し、その措置についてプレス発表などを用いて受験者に周知する（試験時期は8月上旬頃及び10月中旬頃）。

④ 感染症研究の支援・情報収集業務

- ・インフルエンザワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合の手続の迅速化（研究振興局ライフサイエンス課）

遺伝子組換え生物等を用いてインフルエンザワクチンの開発を行う場合、その拡散防止措置についてあらかじめ大臣の確認を行う必要があるが、当該確認に係る事務手続を迅速に処理する。

- ・感染症研究ネットワーク支援センターを通じた情報収集等（研究振興

局研究振興戦略官付)

アジア・アフリカ8か国に設置した海外研究拠点から得られる流行状況やウイルス情報等を、感染症研究ネットワーク支援センターを通じて収集し、関係機関に提供する。

⑤ その他

- ・強化・拡充業務における他省庁等との連絡調整・情報収集業務（大臣官房総務課、スポーツ・青少年局学校健康教育課）
新型インフルエンザ等に係る対処方針等について他省庁との連絡調整を行うとともに、新型インフルエンザ等の症状や感染経路等について厚生労働省等を通じ情報を収集する。

[一般継続業務]

① 内部組織の管理業務

- ・国会対応（全局課）
質問や資料要求への対応をはじめとする国会関連業務について、手続の簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施する。
- ・職員人事（大臣官房人事課）
人事異動の発令をはじめとする人事関連業務について、手續の簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施する。
- ・文書管理、公印管守関連、郵便物等の接受及び配布並びに発送（大臣官房総務課）
決裁手続のうち重要なものに限って処理するなど、手續の簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施する。
- ・庁舎維持管理（大臣官房会計課）
PFI事業者が提供する庁舎維持管理業務が平常時と同等水準を維持できるよう調整を実施する。
- ・物品調達（大臣官房会計課）
業務継続に必要な物資の量を把握し、感染時の対外状況も勘案しながら、継続的に調達を実施する。
- ・支払業務（大臣官房会計課）
文部科学省が交付する委託費、補助金及び業者への物件費等の支払を実施する。
- ・公用車運転（大臣官房会計課、文化庁長官官房政策課）
業務継続に必要な移動の手段として公用車の運行を行う。
- ・省内情報基盤の維持管理（大臣官房政策課）

業務継続に必要な省内 LAN 等の情報基盤の運用管理を行う。

② 予算関連業務等

- ・財務省、会計検査院、総務省等への対応（大臣官房総務課、大臣官房会計課、大臣官房政策課）
予算・決算、税制、会計検査、機構・定員等に係る他省庁及び省内各局課との連絡調整・情報収集について、手続の簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施する。
- ・独立行政法人に対する予算執行（独立行政法人所管課）
運営費交付金の支払をはじめとする独立行政法人に対する予算執行を実施する。
- ・国立大学法人等に対する予算への予算執行（大臣官房文教施設企画部計画課、高等教育局国立大学法人支援課）
運営費交付金の支払や補助金の交付決定等の予算執行について、手続の簡素化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施する。
- ・私立学校に対する予算執行（高等教育局私学部私学助成課）
経常費補助金などの学校法人に対する予算執行について、手續の簡略化を図るなど、可能な限り業務を縮小して実施する。

③ 危機管理関連業務

- ・自然災害対応（大臣官房文教施設企画部施設企画課）
地震、台風などの自然災害が発生した場合に、文部科学省防災業務計画に基づき、児童生徒等の安全確保・二次災害防止等について要請するとともに、文部科学省関係の被害情報・対応状況について取りまとめを実施する。
- ・地震調査研究推進本部の開催（研究開発局地震・防災研究課）
震度 6 弱以上、又は震度 5 弱以上で社会的影響が大きな地震が発生した場合、発災後 2 日以内に地震調査研究推進本部地震調査委員会臨時会の開催・運営を行う。
- ・その他の危機管理対応（強化・拡充業務を除く。）（全局課）

④ その他

- ・全国学力・学習状況調査の実施（初等中等教育局参事官付）
全国学力・学習状況調査の実施について、発生した地域における都道府県教育委員会等と相談しつつ対応を検討し、その措置について教育委員会や学校等に周知する。

- ・著作権登録（文化庁長官官房著作権課）
著作権の移転、処分の制限、質権設定など権利関係の変動や、公表の日付、作者の実名などの事実を公示する。
- ・その他、業務量を大幅に縮小することが困難な業務や、発生時継続業務を継続するための環境維持に必要な業務（全局課）

3. 業務継続のための体制及びそれを維持する環境の確保

3. 1 計画実施体制

文部科学省は、新型インフルエンザ等発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を設置している。新型インフルエンザ等発生時には、同対策本部の統括の下、「新型インフルエンザ等に関する文部科学省行動計画」及び本計画に基づき必要な業務を行う。その際、内閣に設置される新型インフルエンザ等対策本部との緊密な連携を図る。

3. 2 局課ごとの業務継続計画

発生時継続業務の確実な実施を図るため、あらかじめ各局課において、最大40%の欠勤率を想定し、業務ごとの人員割当てや職務代行者等を示した業務継続計画を作成する。

発生時継続業務を実施するために必要となる人員については、原則として担当課室内で業務を合理化した上で確保することとするが、それが困難な場合は他の課室から応援要員を一時的に配置することを検討する。その際、当該課室が属する局の中で要員を確保することとし、必要な調整は局の筆頭課が行う。さらに局内での要員の確保が困難な場合は、大臣官房人事課の調整の下、全局課として必要な協力を行う。

各課室においては、総務担当の課長補佐又は係長を「感染防止責任者」に指名する。感染防止責任者は、課室長の指示の下、近隣の課室とも連携しつつ各課室における感染者の把握、感染の拡大防止に努める。

発生時継続業務については、感染の拡大によって、代理によっても業務遂行が不可能となった場合に備え、必要に応じて業務遂行マニュアルを作成する。なお、首都直下型地震対応の業務継続計画に基づいた業務遂行マニュアルが存在する場合はそれを活用する。

公共交通機関による通勤に伴う感染の拡大を防止するため、必要に応じて、時差出勤の積極的な活用や自転車・歩行等による出勤を促す。

職員の症状別の対応と人事制度上の取扱いについては、表2のとおりとする。

表2 発生時における人事制度の運用

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動等	職員の対応及び人事制度上の取扱い※1	備考（法令上の規定の記述）
新型インフルエンザ様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養（検疫時においては隔離又は停留）	病気休暇取得 ※インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにもかかわらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。 また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県が外出自粛要請（感染症法に基づく措置は国内発生早期に限る。検疫時においては、検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第1号に基づく隔離又は検疫法第14条第1項第2号に基づく停留）
新型インフルエンザ様症状なし※3	患者との濃厚接触あり（濃厚接觸者）	外出自粛（検疫時においては健康監視又は停留） ※感染症法に基づく外出自粛は国内発生早期のみ	特別休暇取得	感染症法第44条の3に基づき、都道府県知事が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づく健康監視又は検疫法第14条第1項第2号に基づく停留）
	なし	学校・社会福祉施設等（保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設）の休業等への対応	年次休暇取得等 ※2職務命令による在宅勤務	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法第45条第2項に基づき、都道府県知事が要請

※1：職員の対応、人事制度上の取扱いについては、人事課に確認すること

※2：年次休暇、育児休業又は介護休暇の取得が考えられるが、在宅勤務を命ずることも可能であり、要件等については人事課に確認すること

※3：新型インフルエンザ様症状がない人は、状況に応じ在宅勤務を命じることも可能と考えられる。

3. 3 物資・サービスの確保

業務を円滑に継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等の必要な物資・サービスが、継続して確保されることが必要である。

庁舎管理等のサービスを提供する事業者と協議を行い、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、マニュアルを作成する等の代替策について検討を行う。

職員及び来訪者の感染防止に不可欠なマスク・速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬。以下同じ。）等については計画的に備蓄を進める。

文部科学省内の診療所においても、省内での新型インフルエンザ等の発生に備え、医薬品等の備蓄を行うとともに、新型インフルエンザ等発生時の診療体制を検討する。

首都直下型地震等に備えて、飲料水・簡易トイレ・毛布等を備蓄しているが、業務の性格から代替可能性が低い職員が一定期間庁舎や近隣施設に泊まり込む必要がある場合には、これらの備蓄品を活用して生活に必要な物資を確保する。

自転車通勤の増加に対応するため、駐輪場の確保を検討する。

表3 主な物資の備蓄状況

分類	備蓄量	用途等
抗インフルエンザ薬	283回分	継続業務従事者等に予防投与
手指消毒液	80リットル	庁舎出入口・執務室内・清掃・外部会議等
マスク	10,000枚	庁舎内でのり患者・外部会議等

(平成27年3月時点)

4. 感染拡大の防止

4. 1 庁舎内における感染対策

大臣官房人事課は、厚生労働省等が発表する情報を基にして、全職員に対して新型インフルエンザ等に関する知識、対処法、注意すべき事項等について省内一斉メール等を通じて周知する。各課室の感染防止責任者は、人事課からの指示・情報に基づき、以下に示す感染対策を参考にしながら、当該課室の職員による対策の実施・健康管理を徹底させるとともに、発症者が発症した場合には直ちに職場の清掃・消毒等を行い、感染拡大の防止に努める。

基本的な感染対策としては、以下のものが挙げられる。これらについて具体的方法を示す。

- ① せきエチケット
- ② マスク着用
- ③ 手洗い
- ④ 対人距離の保持
- ⑤ 清掃・消毒

① せきエチケット

- 風邪などでせきやくしゃみが出る時に、他人にうつさないためのエチケットのことをいう。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人々に感染させないように、せきエチケットを徹底することが重要である。

<方法>

- ・せきやくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1~2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないと、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・たんなど）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・せきやくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

- ・せきをしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

② マスク着用

- 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組合せにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

<方法>

- ・マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。
- ・新型インフルエンザ等発生時に職場で使用するマスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。
- ・不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ等流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。
- ・N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザ等の患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。

③ 手洗い

- 外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石けんによる手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、速乾性擦式消毒用アルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

<方法>

- ・感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・手洗いは、流水と石けんを用いて15秒以上行うことが望ましい。洗つ

た後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

④ 対人距離の保持

- 感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える（通常、飛まつはある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）。

患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。

<方法>

- ・感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。

⑤ 清掃・消毒

- 感染者がせきやくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触ると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛まつに含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛まつを除去することができる。

<方法>

- ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。
- ・発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石けん又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。
- ・消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧

は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。

(次亜塩素酸ナトリウム)

・次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釀し、0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。

(イソプロパノール又は消毒用エタノール)

・70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。

4. 2 職員又は同居者の発症時の対応

職員本人及び同居者にインフルエンザ様症状が見られる場合、当該職員は職員が所属する課室の感染防止責任者にその旨を報告する。感染防止責任者は筆頭課の感染防止責任者に、課室における職員又は同居者の感染の状況を報告するとともに、感染拡大の防止のため職場の清掃・消毒を行う。筆頭課の感染防止責任者は局内における職員又は同居者の感染状況を集約し、大臣官房人事課福利厚生室に報告する。職員本人及び同居者にインフルエンザ様症状がある場合の受診、休暇取得は以下のとおり行う。

<本人に症状がある場合>

・職員にインフルエンザ様症状がある場合には、省内職員への感染防止のため、病気休暇又は年次休暇を取得するよう促す。医療機関に受診する前に、事前に電話で連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてからマスクを着用の上受診する。慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患、腎機能障害、免疫機能不全等の基礎疾患有する職員については、かかりつけの医師に事前に必ず相談して、受診方法を確認してから受診する。また、妊娠している職員は、かかりつけの産科医師に連絡し、受診する医療機関の紹介を受けて受診する。

<同居者に症状がみられる場合>

・同居者にインフルエンザ様症状がみられた場合において濃厚接触者として、感染症法第44条の3や新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画等に基づき外出自粛要請をされた職員は、省内職員への感染防止のため、要請が解除されるまで、特別休暇を取得する。それ以外の職員についても、できるだけ家族の症状が回復するまで年次休暇を取得することが望ましい。やむを得ず出勤する場合には、マスクの着用などの感染対策や健康管理を徹底させる。

5. 業務継続計画の実施

5. 1 業務継続計画の発動

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部（特措法第15条第1項の「政府対策本部」をいう。以下同じ。）が設置された場合、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を開催して事態の状況に応じて本計画を発動する。発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力に応じて、各局課の業務継続計画に示された人員体制や非常時の備蓄品供給、サービス供給が可能となるよう準備を行う。

5. 2 状況に応じた対応

文部科学省新型インフルエンザ等対策本部において、国内の流行や職員の感染の状況等を確認し、必要に応じて、深刻な状況の想定に基づく人員体制への移行を各局課に指示する。各局課が人員体制を移行するに当たり、各局課の長は業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

業務上の意思決定者である幹部が罹患する場合も想定し、文部科学省の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。発生時継続業務に携わる各局課の幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部が罹患し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを局課ごとの業務継続計画において明確にしておく。

5. 3 通常体制への移行

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部において、療養や家族の看病からの職員の復帰状況等を確認した上で、各局課に対して通常体制へ移行を指示する。

新型インフルエンザ等の流行については、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。この間に新型インフルエンザウイルス等が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に罹患したと考えられていた者が、実は季節性のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を準備する。

6. 業務継続計画の維持・管理等

6. 1 教育・訓練

大臣官房総務課は、特に発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について定期的に周知するとともに、職員研修等を活用して、必要な知識を習得させる。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する感染防止責任者に対しては、大臣官房人事課から感染対策等について各局筆頭課を通じて必要な情報提供を行う。

6. 2 点検・改善

本計画の策定後、大臣官房総務課は物資の備蓄や教育・研修等に関する担当部署の取組状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を求める。

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等の変更が行われた場合、教育・研修等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本計画の見直しを行うこととする。

本計画の見直しに際して、以下に掲げるような軽微な事項については、官房長の決裁で本計画の改定を行ってよいこととする。

- ・所掌事務、内部組織、物資備蓄量その他軽微な事項の変更による改正
- ・6. 1 「教育・訓練」に関する改正
- ・本計画に明示された検討事項の内容が定められたことによる改正